

令和4年度ながさき県民総スポーツ祭 第73回長崎県民体育大会実施要項

1 開催の主旨

広く県民各層のスポーツを振興して、その普及発展と競技力の向上を図り、あわせて県民の健康を増進し、明朗な県民性を養うため本大会を開催する。

2 名 称

令和4年度ながさき県民総スポーツ祭第73回長崎県民体育大会

3 主 催

長崎県、長崎県教育委員会、(公財)長崎県スポーツ協会

開催地市町、開催地市町教育委員会、開催地市町体育・スポーツ協会

4 後 援

公益財団法人日本スポーツ協会、長崎県市長会、長崎県町村会

長崎県市町村教育委員会連絡協議会

5 主 管

第73回長崎県民体育大会実行委員会

6 期 日

令和4年11月12日(土)～13日(日) 2日間

(ただし、一部競技については、別に競技団体の定めた期日とする。)

7 会 場 地

諫早市ほか 7市2町(54会場) 県外1市(1会場)

8 競 技 41 競 技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、アイススケート、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳・スポーツクライミング、カヌー、銃剣道、アーチェリー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゲートボール、アイスホッケー、少林寺拳法、グラウンド・ゴルフ、アクアスロン

9 種 別

成年男子(一般の部、青年の部、壮年の部)

成年女子(一般の部、婦人の部)

少年男子(高校の部(高専を含む)、中学の部、小学の部)

少年女子(高校の部、中学の部、小学の部)

10 開閉会式

(1) 開 会 式

令和4年11月12日(土)10時から(※調整中)で実施する。

参加者については、各郡市20名以内とする。

(2) 閉 会 式

競技終了後、各競技毎に各競技場で実施する。

11 競技開始

第1日目の競技開始は、13時を原則とする。

12 競技方法

競技は郡市対抗競技とし、競技団体の定めた競技規則によるものとする。ただし、郡市対抗競技のできない競技については、別に定めることができる。

13 参加資格

- (1) ① 県内在住のアマチュアであること。
- ② 4月30日現在で住民票のある郡市から出場すること。
- ③ ①及び②にかかわらず、5月1日以降に県外へ転出した者、県内に転入した者及び、郡市間での異動があった者の取扱いについて特に定める必要のある競技については、各競技団体が競技別実施要項において別に定めることができる。
- (2) 選手は必ず健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
- (3) 年齢を区分している競技種別へ参加する選手の年齢計算は令和4年4月1日を基準とすること。
- (4) 少年種別、婦人の部への参加者は、会場地又は会場地近接市町の参加とすること。(競技は、オープン競技とし、宿泊をとまなわないこと。)
- (5) 各種別に参加する選手の資格は次のとおりとする。

ア 成年

- A) 平成16年4月1日以前に生まれた者であること。
- B) 大学のチームは団体として競技に参加できない。ただし、個人競技で当該競技団体が定めた適正な予選方法により選出された場合はこの限りではない。
- C) 青年、壮年、婦人の部に参加する者は、次の資格を有さなければならない。
 - 青年の部
25歳未満の者であること。(大学、高等専門学校の学生は除く。)
 - 壮年の部
40歳以上の者(原則)であること。(競技の特質によっては、別に競技団体が定める年齢は除く。)
 - 婦人の部
25歳以上の者であること。

イ 学校種別によるもののほか、競技によっては年齢別にすることができる。(成年の部には参加できない。)

- (6) 競技によっては、前項以外に別途出場資格を設けることができる。

14 大会役員

大会役員及び各競技役員については役員編成基準による。ただし、基準は別に定める。

15 表彰

(1) 競技の部

- | | |
|----------|---------|
| ①競技別総合表彰 | 1位 ~ 3位 |
| ②種別表彰 | 1位 ~ 3位 |
| ③個人種目別表彰 | 1位 ~ 3位 |

16 申込方法

(期日を異にして実施する競技については、別に競技団体の定める方法によるものとする。)

- (1) 期 限 令和4年9月26日(月) 厳守
- (2) あ て 先 〒852-8118 長崎市松山町2-5
長崎県営野球場内
第73回長崎県民体育大会実行委員会事務局 あて
- (3) 形 式 別に定める。
- (4) 方 法 ① 各郡市競技団体は、参加申込書を作成し、それぞれの所属する郡市体育・スポーツ協会へ提出する。
② 各郡市体育・スポーツ協会は、1部を長崎県民体育大会実行委員会へ提出する。保険の加入については、別に定める。
- (5) 申し込み後の変更
 - ① 申し込み後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、県民体育大会実行委員会及び該当競技団体あてに文書で届けなければならない。
 - ② 各競技団体は、申し込み後の選手の交代を認めた場合は、具体的な方法等を競技別実施要項に明記すること。

17 参加料

- (1) 本大会に選手団を派遣する郡市体育・スポーツ協会は、一人あたり700円の参加料を納入する。(高校生以上のもの)
- (2) 大会参加料は、各郡市体育・スポーツ協会できりまとめ、次のとおり納入する。
 - ① 納入締切日
令和4年10月7日(金) 厳守
 - ② 納入先
十八親和銀行 城山支店 普通預金口座 077389
長崎県民体育大会
- (3) 自転車、カヌー、ボート、アイスホッケー、アイススケート、トライアスロン、ボクシング競技の7競技については、直接県体実行委員会に納入する。

18 抽選会

- (1) 期 日 令和4年10月20日(木) 13時30分～
- (2) 会 場 長崎市松山町2-5 長崎県営野球場2F第1・2会議室
電話 095-845-2083

19 運営上の留意事項

県民の総意を結集して本大会を成功に導くため、町大会、郡市大会を開催し、順次盛り上がるように工夫して、これを県民体育大会に反映させるものとする。